

# みどり市スポーツ協会 表彰規定

## (目的)

第1条 本規定は、みどり市のスポーツ振興に貢献し、功労顕著な者及び、各種大会において優秀な成績をおさめた競技者を表彰し、みどり市スポーツの健全な普及発展に寄与することを目的とする。

## (表彰の種類及び基準)

第2条 本規定による表彰は、スポーツ功労表彰、スポーツ勲功表彰、特別スポーツ勲功表彰、スポーツ奨励表彰とし、次の基準により行うものとする。対象は本市在住者・在勤者・在学者とする。

但し、他の体育(スポーツ)協会で表彰された事案は本会では対象外とする。

### 第1項 スポーツ功労表彰

- (1) みどり市のスポーツ振興に20年以上にわたり貢献し、その功績が多大であると認められる者。
- (2) 同一の競技に20年以上携わり、競技団体の発展と競技の普及に寄与し功績が多大であると認められる者。
- (3) (1)以外でみどり市のスポーツ振興に特別に功績があったと認められる者。

#### <スポーツ功労表彰内規>

- ① みどり市に合併する以前の地域での功績も考慮する。
- ② おおむね50歳以上の者で、現在も活動している者。
- ③ スポーツ功労表彰者の推薦をする団体は年間1人として、その年度以降3年間は新たに被表彰者の推薦を見合わせるものとする。
- ④ 単にスポーツ関係団体の名目的役職にあるもの、財政的援助をしたに過ぎないもの、公務員で本務としてスポーツの指導に当たっているものは含めない。
- ⑤ スポーツ功労表彰は1人1回のみとする。

### 第2項 スポーツ勲功表彰 (構成員は選手・監督・コーチ(1名)とする)

- (1) 群馬県大会に優勝した個人及び団体の構成員。
- (2) 北関東大会、関東大会、東日本大会に優勝した個人及び団体の構成員。
- (3) 全国大会、国民体育大会に優勝、準優勝、3位に入賞した個人及び団体の構成員。

#### <スポーツ勲功表彰内規>

上記の各大会は、加盟団体の上部組織が主催・主管する大会で予選会を経て出場した大会とする。ただし、県などの選抜により出場した場合や上位大会につながる大会の場合は、予選会を経なくてもよい。但し、選抜理由の判る要項等を提出すること。

### 第3項 特別スポーツ勲功表彰

- (1) 国際大会に、日本代表として出場した個人及び団体。

### 第4項 スポーツ奨励表彰

- (1) スポーツ勲功表彰に該当しない大会に優勝した個人及び、団体の構成員。
- (2) 全国大会では3位以内とする。

#### <スポーツ奨励表彰内規>

該当以外の大会とは、マスターズ、熟年、ネンリンピック、スポレク大会等。

#### <規定外大会内規>

大会要項上、業種別等の特定な制限のある大会、複数のブロック別又は技量ランク別で実施される大会、県予選を経ない広域オープン大会等。

## (大会の定義)

第3条 大会の規模は、次の通りに定めるものとする。

全国大会	文部科学省、厚生労働省、日本スポーツ協会、日本スポーツ協会加盟競技団体、全国を統括する学校体育団体、高野連のいずれかが主催する大会
北関東、関東、東日本大会	全国大会の主催者とその傘下団体、教育委員会が主催する大会
群馬県大会	県教育委員会、県スポーツ協会、県スポーツ協会加盟団体、県スポーツ少年団、学校体育団体、高野連のいずれかが主催する大会
国際大会	オリンピック、アジア大会、ユニバーシアード大会、世界選手権大会、ワールドカップ

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、スポーツ協会長が次の方法で行うものとする。

第1項 スポーツ功労表彰は、表彰状に記念品 盾(ブロンズ)を添えて表彰する。

第2項 スポーツ勲功表彰は、次の区分により表彰状に記念品を添えて表彰する。

但し、同一年に2種類以上の勲功賞に該当するときは、上位を表彰する。

金 賞	全国大会、国民体育大会に優勝、準優勝した個人及び団体の構成員
銀 賞	北関東大会、関東大会、東日本大会に優勝した個人及び団体の構成員 全国大会、国民体育大会に3位入賞した個人及び団体の構成員
銅 賞	群馬県大会に優勝した個人及び、団体の構成員

第3項 特別スポーツ勲功表彰は、表彰状に記念品を添え表彰する。

第4項 スポーツ奨励表彰は、表彰状を贈るものとする。

## (候補者の推薦)

第5条 候補者の推薦は、1月1日から12月31日までにおいて第2条の条件に該当したものについて、各所属団体長等が次の書類を添えて、別に定める日までにスポーツ協会長宛に提出する。

- (1) 別紙「スポーツ功労表彰候補者推薦書」又は「スポーツ勲功表彰等候補者推薦書」
- (2) 大会要項、参加者名簿（参加した最上位大会の書類でも可）
- (3) 実績を証明できる書類(表彰状の写し等)、県優勝(又は県代表)以上のもの

## (審査および決定)

第6条 表彰される者は、各所属団体長等より推薦されたものについて、総務委員会が審査し、常任委員会に報告し承認を得る。

## (表彰日)

第7条 表彰は毎年、スポーツ協会の定期総会日において行われる。

## (補 則)

第8条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 本規定は、平成18年5月25日施行、平成18年1月1日適用とする。

平成19年12月13日一部改定し、平成19年1月1日適用とする。

平成21年3月19日一部改定し、平成21年1月1日適用とする。

平成23年5月13日一部改定し、平成23年1月1日適用とする。

平成30年2月23日一部改訂し、平成30年1月1日適用とする。